

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められている。

しかし現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中で近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している感染症対策など緊急な対応を要する課題にも直面している。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、令和3年度の地方財政計画まで平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は6兆3千4百31億8千万円、前年比+1.0%と過去最高の水準となった。

しかし人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 4 令和2年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年6月22日

北海道遠軽町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)